

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付フロー（申請者用）

●申請者の手続き

1 ブロック塀等の調査

- ・ブロック塀等チェックシートによるブロック塀等の調査を実施してください。
- ・調査の結果を踏まえ、工事の見積りを取得してください。
- ・調査に際して、申し込み要件や提出書類について建築指導課に必ず事前相談をお願いします。

2 交付申請書の提出(様式 1 号)

- ・交付申請書にその他必要な書類を添付し、建築指導課に提出してください。

3 補助金交付決定通知書の受取り

- ・提出された書類を審査し補助金を交付すべきと認めた場合、補助金交付決定通知書を交付いたします。
- ※補助金交付決定通知書受け取り前の工事契約は交付決定が無効となりますので注意してください。

4 工事の契約・工事の開始

- ・補助金交付決定通知書の受け取り後に工事契約を締結し、工事を開始してください。
- ※工事を変更・中止する場合、以下の申請が必要となります。

✓ 工事を変更する場合

変更承認申請書(様式 6 号)

✓ 工事を中止(廃止)する場合

中止(廃止)承認申請書(様式 7 号)

5 工事の完了・施工者への支払い

- ・工事の完了後は速やかに工事施工者へ支払いを行い、実績報告書を提出してください。

6 実績報告書の提出(様式 12 号)

- ・実績報告書にその他必要な書類を添付し、建築指導課に提出してください。

7 補助金交付請求書の提出(様式 14 号)

- ・提出された書類を審査し、その内容が交付決定の内容に適合していると認めた場合、補助金確定通知書を交付いたします。
- ・補助金確定通知書の受取り後に補助金交付請求書を提出してください。

8 補助金の受取り

- ・補助金交付請求書に記載いただいた口座に補助金を振り込みします。